

1. 商品名	外貨普通預金	
2. 取扱期間	・定めはありません。	
3. お預入れいただける方	・個人（原則、未成年を除く） または 法人	
4. 商品の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨普通預金は、外国通貨建ての期間の定めのない預金です。随時自由に預入、払戻が可能な外貨建ての普通預金です。 ・外貨預金の預入、払戻しにあたっては、当行所定の手数料がかかります。 ・外貨普通預金は、外国為替相場による為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨普通預金作成時の払込み円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。 	
5. 取扱通貨	・米ドル、ユーロ、豪ドル、その他主要通貨（詳しくは窓口にお問い合わせください。）	
6. 預入期間	・期間の定めはありません。	
7. 取扱時間	米ドル	・当行休業日を除く平日午前10時頃からご利用いただけます。
	その他通貨	・当行休業日を除く平日午前11時頃からご利用いただけます。
8. 預入方法	(1) 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・随時お預入れいただけます。 ・ご指定口座またはご送金からのお預入れ、円の現金によるお預入れが可能です。 ・外国通貨現金によるお預入れはお取扱いきません。
	(2) 預入金額	・1通貨単位以上
	(3) 預入単位	・1補助通貨単位まで預入可能。
	(4) 預入時の交換為替相場	<ul style="list-style-type: none"> ・円による預入れの場合は、預入時の店頭に表示する当行所定の為替手数料（原則として1米ドルあたり1円または1ユーロあたり1円50銭、1豪ドルあたり2円、その他の通貨の場合、1通貨あたり最大4円）を含んだTTS（電信売相場）を適用します。 ただし、米ドルの場合で、5万米ドル以上（ユーロの場合は5万ユーロ以上、豪ドルの場合は5万豪ドル以上）お預入れの際には、市場実勢を勘案した為替相場を適用いたします。 ・5万米ドル未満（ユーロの場合は5万ユーロ未満、豪ドルの場合は5万豪ドル未満）のお預入れであっても、為替相場の動向次第では、店頭表示のTTSではなく市場実勢を勘案した為替相場が適用される場合があります。 その他の通貨については、窓口にお問い合わせください。
9. 払戻方法	(1) 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・米ドルについては、当行休業日を除く平日午前10時頃から随時払戻しいただけます。その他通貨については、当行休業日を除く平日午前11時頃から随時払戻しいただけます。 ・払戻方法については、ご指定口座へのご入金またはご送金、円の現金 から選択いただけます。 ・外国通貨現金による払戻しはお取扱いきません。
	(2) 払戻時の交換為替相場	<ul style="list-style-type: none"> ・円による払戻しの場合は、払戻時の店頭に表示する当行所定の為替手数料（原則として1米ドルあたり1円または1ユーロあたり1円50銭、1豪ドルあたり2円、その他の通貨の場合、1通貨あたり最大4円）を含んだTTB（電信買相場）を適用します。 ただし、米ドルの場合で、5万米ドル以上（ユーロの場合は5万ユーロ以上、豪ドルの場合は5万豪ドル以上）の払戻しの際には、市場実勢を勘案した為替相場を適用いたします。その他の通貨については、窓口にお問い合わせください。 ・5万米ドル未満（ユーロの場合は5万ユーロ未満、豪ドルの場合は5万豪ドル未満）の払戻しであっても、為替相場の動向次第では、店頭表示のTTBではなく市場実勢を勘案した為替相場が適用される場合があります。その他の通貨については、窓口にお問い合わせください。
10. 利息	(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利。市場環境等により見直すことがあります。 ・米ドル建普通預金の場合、毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・（利率は、当行ホームページ https://www.kiraboshibank.co.jp/kinri/gaika.html でもご確認ください。） ・その他の外貨建普通預金の場合、具体的な利率については店頭窓口にお問い合わせください。
	(2) 利払頻度	・利払い頻度は、年2回（2月、8月）。利払い月の第二金曜日までの利息を翌日に口座に入金します。
	(3) 計算方法	・毎日の最終残高について付利単位を1補助通貨単位（米ドルの場合1セント）とし、1年を365日として日割計算します。
11. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・利子所得は、法人のお客さまは総合課税、個人のお客さまは源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）として課税されます。 ※2037年12月31日までは復興特別所得税が附加されるため、20.315%の税率となります。 また、お利息はマル優の対象外です。 ・為替差益への課税（法人のお客さま）総合課税。（個人のお客さま）為替差益は、雑所得となり確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で、為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。 ・詳しくはお客さまご自身で税理士等にご相談くださいようお願い申し上げます。 	
12. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・お預入れ・払戻し方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。詳しくは、後記「外為手数料一覧」(外貨預金関係)をご覧ください。 	
13. 預金保険	・預金保険の対象ではありません。	
14. 中途解約時の取扱い	-	
15. 満期時の取扱い	-	
16. 為替予約	-	
17. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨預金の関係法令が改正された場合には、取扱条件が変更になる場合があります。 ・外国為替相場が急激に変動した場合には、取引を中断することがあります。 ・外貨預金の契約は、クーリング・オフの対象にはなりません。 ・外貨預金取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。 ・付加できる特約事項はございません。 ・当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体はございません。 	
18. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772	

外貨手数料一覧(外貨預金関係)

預入・払戻方法	手数料等
円現金または円預金による預入	円を外貨にする際(預入時)には、為替手数料(1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭、1豪ドルあたり2円、その他の通貨の場合、1通貨あたり最大4円)を含んだ為替相場であるTTSレートを適用します。
円現金または円預金による払戻	外貨を円にする際(払戻時)には、為替手数料(1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭、1豪ドルあたり2円、その他の通貨の場合、1通貨あたり最大4円)を含んだ為替相場であるTTBレートを適用します。
外貨普通預金から外貨定期預金への預入	ご本人間のお振替えは、手数料がかかりません。
外貨定期預金から外貨普通預金への振替	ご本人間のお振替えは、手数料がかかりません。
外貨預金からの送金	当行所定の送金手数料(電信の場合、通常7,500円の手数料とリフティングチャージ(1/20%、最低手数料1,500円))
送金による外貨預金預入	当行所定の手数料(リフティングチャージ(1/20%、最低手数料1,500円))

- ・上記手数料には消費税はかかりません。
- ・米ドルの被仕向送金をユーロの外貨預金に入金する場合などのように、ご預金の通貨と異なる外貨との取引にかかる手数料は、上記のものとは異なります。
- ・上記手数料は、今後変更となる場合があります。
- ・お申込みにあたっては、契約締結前交付書面をよくお読みください。